

最終更新日：2010年6月30日

日本アンテナ株式会社

代表取締役社長 瀧澤 豊
 問合せ先：管理部 TEL:03-3893-5233
 証券コード：6930
<http://www.nippon-antenna.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、1.経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる意思決定と有効かつ効率的な業務遂行による企業価値の向上、2.株主に対する経営の透明性、3.コンプライアンス重視、を目指したコーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と認識しております。また、コーポレート・ガバナンス充実強化に向けて、継続的に体制整備に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合 (%)
瀧澤 さよ	2,773,400	19.39
瀧澤 一郎	753,500	5.27
瀧澤 豊	564,200	3.95
株式会社 リそな銀行	500,700	3.50
株式会社 みずほ銀行	499,764	3.49
日本アンテナ社員持株会	391,718	2.74
横山 惣三郎	365,000	2.55
第一生命保険相互会社	337,000	2.36
昭和リース株式会社	336,000	2.35
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーティー ジャスデック アカウント	324,300	2.27

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

ジャスダック

決算期	3月
業種	電気機器
(連結) 従業員数	1000人以上
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、支配株主を有さないので特別な事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由 更新

当社の企業統治の体制は、監査役制度を採用しており、当事業年度末現在において、取締役は9名、監査役は3名で、うち社外監査役は2名であります。各社外監査役は、企業法務、財務会計に関する専門的知識及び高い見識を有しており、独立的な立場から適切な監査ができる方を選任しております。

当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役が取締役会に出席し、専門的知識、豊富な経験と客観的な視点から、取締役の意思決定及び業務執行に対する監視を行っており、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況 更新

監査役は、会計監査人と定期的な情報交換及び意見交換の場を設け、相互の連携を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況 更新

内部監査部門として「内部監査室」を設置しております。

監査役は、内部監査部門である内部監査室と情報交換に努め、必要に応じて監査に立会うなど連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保することにしております。また、内部監査室による内部監査の結果については、社外監査役にもその都度報告する体制となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
日野 実	税理士									○
香月 裕爾	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
日野 実	資本関係として、当社株式を1,000株保有しておりますが、その他利害関係は一切ございません。 本人の同意を得たうえで、独立役員として指定しております。	監査体制の強化。特に税務会計面における専門家として当社業務執行の適法性確保のため極めて有益な方であり、また客観的立場から適切な監査が行えるためであります。
香月 裕爾	当社が顧問契約している法律事務所の弁護士であります。	監査体制の強化。特に法律専門家として当社業務執行の適法性確保のため極めて有益な方であり、また客観的立場から適切な監査が行えるためであります。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

直前事業年度の日野実社外監査役の取締役会および監査役会への出席状況

・社外監査役日野 実氏は、取締役会:17回開催中16回、監査役会:13回開催中12回となっております。

・社外監査役香月裕爾氏は、取締役会:17回開催中17回、監査役会:13回開催中13回となっております。

取締役会及び監査役会における発言状況

・社外監査役日野 実氏は、税理士として専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

・社外監査役香月裕爾氏は、弁護士として専門的見地から意見を述べ、当社業務執行上の適法性確保の助言・提言を行っております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬は、月例定額報酬としております。この他に業績に応じて役員賞与を考慮しておりますが、他の特別なインセンティブの付与は実施しておりません。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

更新

2009年度(平成21年4月1日～平成22年3月31日)における取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役 9名(社外取締役を除く):141,979千円、監査役 1名(社外監査役を除く): 11,671千円、社外役員 2名(社外監査役):8,330千円

(注)上記金額には、役員退職慰労引当金繰入額(取締役:5,260千円、監査役:370千円、社外役員:230千円)を含んでおります。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

- ・監査役が必要とした場合は、監査業務の支援のため補佐するスタッフを置くこととしております。
- ・取締役会の開催に際し、法的重要案件等については事前に監査役に情報を提供・説明し、監査役の適切な意見・アドバイスを受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

更新

- ・当社は、取締役会を経営の基本方針及び経営に関する重要事項の決定並びに業務執行状況の監視・監督を行う機関と位置づけ、毎月1回の定例開催及びより機動的な臨時開催により、重要事項をすべて付議し、十分な情報・資料をもとに慎重な討議を経た上で決議を行っております。
- ・当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は3名で構成されており、常勤監査役1名、非常勤の社外監査役2名(うち独立役員1名)であります。監査役は、全員取締役会に出席し、また、常勤監査役については他の業務執行に関する会議にも出席し、また、適切な監査も行っており、取締役の職務執行状況及び当社の業務執行状況を十分監視できる体制となっております。

・内部統制の面では、内部監査室による計画的な監査の実施により、業務活動の妥当性や法令等の遵守状況のチェックを行い、内部統制の徹底を図っております。内部監査の結果については、監査役にその都度報告する体制になっております。

・会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

当事業年度において業務を執行した同監査法人等の公認会計士の氏名及び監査業務に関わった補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員：唐澤洋、東田夏記、入江秀雄

会計監査業務に関わった補助者の構成

公認会計士 4 名、その他 13 名

当事業年度における監査公認会計士等に対する監査証明業務に基づく報酬は 49,000 千円であります。

(注)その他重要な報酬の内容

当社の連結子会社であるニッポンアンテナ(ヨーロッパ),LTD.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している Ernst&Young LLP に対して、非監査業務に基づく報酬として 6,098 千円を計上しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IR に関する活動状況 更新

	代表者自身 による 説明の有無	補足説明
IR資料の ホームページ掲載	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・URL・・・http://www.nippon-antenna.co.jp/ ・情報の種類・・・決算公告、決算短信、決算説明、有価証券報告書、財務情報、 適時開示資料、英文決算情報等
IRに関する部署 (担当者) の設置	—	<ul style="list-style-type: none"> ・IR担当部署・・・・・・管理部 ・IR担当役員・・・・・・取締役管理本部長 清水 重三 ・IR事務連絡責任者・・・管理部 栗原 伸夫

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、 CSR活動等の実 施	環境活動方針及び行動指針を作成し公開（ホームページに掲載）しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の業務の適正を確保するための「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、必要な体制の整備を進めております。体制整備の状況は次のとおりです。

1. 「取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

取締役及び従業員の法令・定款遵守を徹底するため、コンプライアンス担当取締役を置くとともに関係規程の制定・整備を行い、さらに行動指針や法令等遵守状況を確認し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っております。
2. 「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

取締役の職務執行に係る文書については適正に記録し「文書管理規程」等に従い適切に保存及び管理を行っております。
3. 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定しております。また、定期的に各事業部門長より業績のレビューと改善策を報告させ、効率的な業務遂行体制を構築しております。
4. 「当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制」

子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に従い運用するものとし、子会社において損失の危険その他コンプライアンスに関する重要な事項が発見された場合には、遅延なく取締役会及び監査役会に報告される体制になっております。
5. 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

管理本部担当取締役をリスク管理総責任者と定め、各部門担当取締役と共にカテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、既存の諸規程に加え必要なリスク管理諸規程を整備しております。
6. 「監査役を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項」

監査役が必要とした場合は、監査役の支援のために補助すべき使用人を置くことができることとしております。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないことになっております。
7. 「取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」

取締役及び従業員はグループ各社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役会に都度報告するものとし、また監査役の要請に応じて必要な事項の報告及び情報提供を行っております。
8. 「その他の監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制」

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び他の業務執行に関する重要会議に出席しております。また、会計監査人、内部監査部門等と情報交換に努め、連携して当社企業グループの監査の実効性を確保しております。
9. 「反社会的勢力排除に向けた基本方針」
 - (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考えについて

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応しております。
 - (2) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況について

当社は、反社会的勢力の経済活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から倫理規範において反社会的勢力との関わりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組んでおります。
 - A. 対応部署の設置

総務部を対応統括部署とし、不当要求などの事案ごとに関係部門と協議のうえ対応しております。
 - B. 外部の専門機関との連携

所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と平素から連携しております。

また、(社)警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、同会の指導を受けるとともに、情報の共有化を図っております。
 - C. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理

総務部が反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力に該当するかの確認を行っております。
 - D. 対応規程等の整備状況

「コンプライアンス基本規程」、「コンプライアンス行動指針」に明記するとともに、「コンプライアンス行動指針」については役員ならびに全社員に配布し、周知・徹底を図っております。

E. 研修・教育活動の実施

コンプライアンス委員会の定例開催など、反社会的勢力の排除に向けて対応すべく、平素より啓発活動に努めております。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

特別な買収防衛策というものは導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制の構築が強く求められている今日、先に定めた「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき体制の整備を図り、コーポレート・ガバナンスを一層充実させてまいります。

【 参考資料：模式図 】

